

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション)

利用者： _____ 様

事業者： 医療法人社団 貞栄会

三田在宅診療クリニック

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 貞栄会 三田在宅診療クリニック
所在地	東京都港区三田1丁目2-18 TTD PLAZA 7FA1号
連絡先	03-6722-6780
管理者名	院長 木下 香代子
サービス種類	訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	1315823513号
サービス提供地域	港区（中央区、千代田区、目黒区、渋谷区、新宿区の一部）

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) サービス提供の時間帯

提供日	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始は定休日）
提供時間帯	午前8:45～午後17:45

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	計
医師	2名	5名	7名
看護師	6名	1名	7名
理学療法士	1名	0名	1名

2 サービス内容

- 理学療法士が利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、関節拘縮の予防、筋力や体力の改善、ADL能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。
- 交通事情・天候などにより、サービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。

3 医師の診察

訪問リハビリテーションを継続するために、3ヶ月以内に1回以上、当院の医師の診察を受ける必要があります。また、当院の診察を受けていない場合はかかりつけ医から診療情報提供書を発行していただき、その情報を元に当院の医師が訪問リハビリテーションの指示を出します。

4 個人情報の取扱いについて

個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。尚、ご家族の個人情報についても同様です。利用者及び家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

5 虐待防止のための措置について

事業所は利用者様の尊厳の保持・人格の尊重のため虐待の防止等について次の対応を行います。

- 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- 虐待防止のための指針の整備
- 従業者に対する定期的な研修の実施
- 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
担当者：魚住 高志（法人運営部 経営企画部長）
- 利用者およびご家族からの苦情処理体制の整備
- その他虐待防止のために必要な措置
サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族など養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

6 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

7 業務継続計画の策定等について

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

8 利用料金

(1) 費用

介護保険の規定上、小数点を含む計算になっており、金額は多少前後する場合がございます。

在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料（300点）（医療保険）			
提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	300円	600円	900円

訪問リハビリテーション費（308単位）（介護保険）			
提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	341円	682円	1023円

介護予防訪問リハビリテーション費（298単位）（介護保険）			
提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	330円	660円	990円

※令和6年6月1日介護保険（訪問リハビリテーション費）のみ変更となっています。

※今後診療報酬・介護報酬の改定により料金に変更になる可能性がございます。

※東京都は1級地に相当するため、1.11をかけた金額から負担割合分をお支払いとなります。

・通常は1週間に最大2時間リハビリを受けることができます。

・医師の診察により急性増悪が認められた場合、6か月に1回のみ2週間は最大1日1時間20分、介護保険ではなく医療保険でリハビリが可能です。

(2) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月末日以降に当月分の料金を請求いたします。お支払方法は口座振替となります。三田在宅診療クリニックの診療をご利用されている方は診療費と併せて請求となるため新たに記載していただく必要はございません。

9 緊急時の対応

訪問リハビリテーション中に容態の急変、緊急事態が生じた場合には、主治医へ連絡し、往診の依頼・指示の確認、あるいは救急車を要請するなどの措置をとります。ご家族が不在の場合、または別居している場合には速やかにご連絡いたします。また、関係各位にも適宜連絡を取り、円滑な連携に努めます。

10 当事業所の連絡窓口（相談・苦情など）

サービスに関する相談や苦情については以下の窓口で対応いたします。

TEL : 03-6722-6780

担当部署 : 地域連携室

担当者 : 関口 沙織、羽下 笑子

受付時間 : 午前9:00～午後17:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

担当者 _____ が、重要事項説明書の内容について説明いたしました。

年 月 日

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

【利用者】

住 所
氏 名

【署名代行者（代理人）】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所
氏 名

(続柄 :)

【事業者】 静岡県静岡市駿河区中田4丁目6-1

医療法人社団 貞栄会
理事長 内田 貞輔

【事業所】 東京都港区三田1丁目2-18 TTD PLAZA 7階 A1号

三田在宅診療クリニック (事業所番号 1315823513)
院長 木下 香代子